

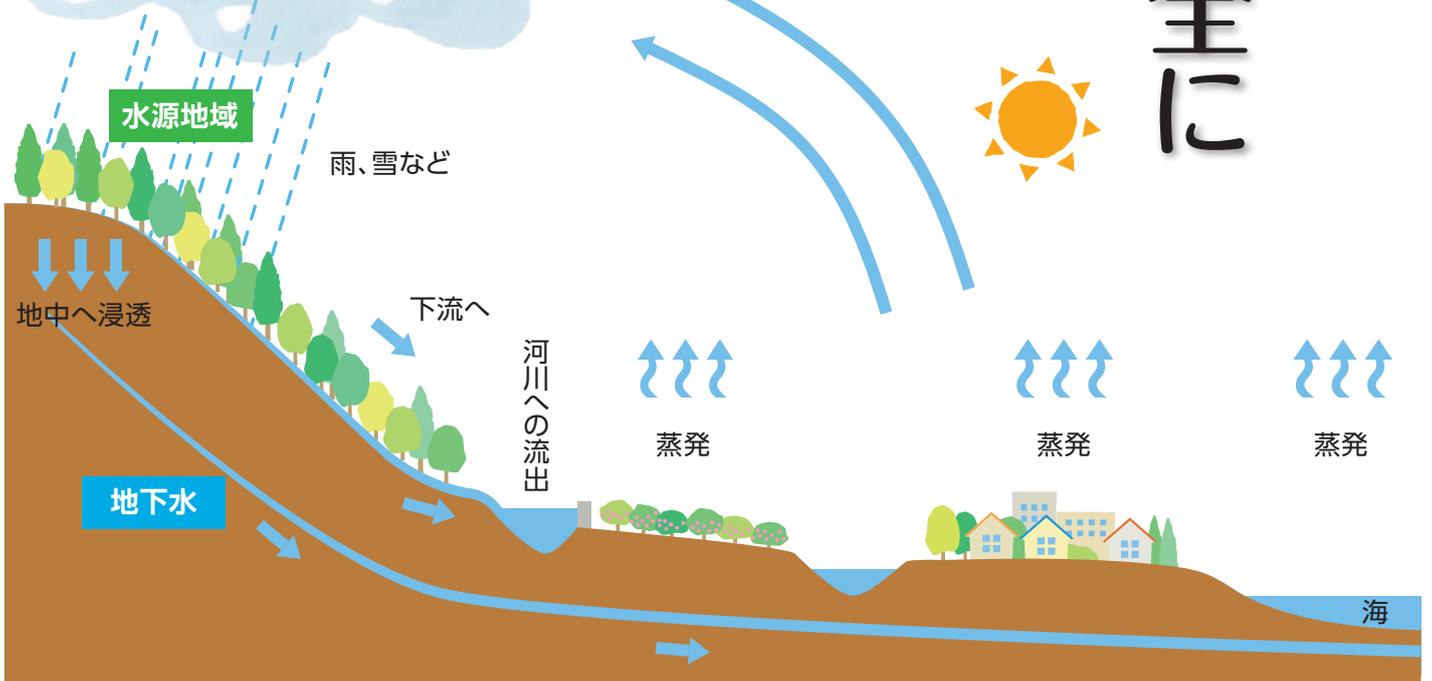
# 地下水および 水源地域の保全に 関する条例が 施行されました

私たちの生活や、さまざまな企業の生産活動などに欠くことのできない**水**。この条例では、貴重な水資源の健全な循環を維持していくために、県、事業者、土地所有者が果たすべき責務や県民の皆さんの役割のほか、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用の確保などについて定めています。

地下水や水源地域を保全し、私たちの生活を支えている大切な水を将来にわたって守っていきましょ。

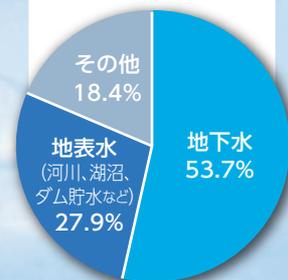
## 水循環のイメージ

地球上の水は、海や陸から蒸発して雲となり、雨や雪として地上に降り注ぎます。一部は川となり、他は地中に浸透して地下水としてたくわえられ、湧き水などとして川や海に流れ出ます。このように水は絶えず循環し、私たちの営みを支えています。



## 地下水を取り巻く状況

山梨県の生活用水の水源地訳  
(上水道・簡易水道)



出典:平成22年度水道統計 (山梨県)

私たちの住む山梨県は、生活用水の半分以上を地下水に依存しています。

地下水を取り巻く状況は、降水量など自然環境の変化や、森林・農地の荒廃、田畑の宅地化などにより変わっています。これらの変化が地下水にどのような影響を与えるのかを把握し、必要な対策を講じていくことが求められています。

また、国際的な水不足への懸念等を背景とした国内外の企業などによる山林買収の動きを受け、水源地域内の土地売買の実態を注視していく必要性が高まっています。

だからこそ今、県と市町村、県民の皆さんが一体となって、貴重な資源である水の保全に取り組む必要があります。

# 健全な水循環を維持していくために



## 地下水を守ります

### 地下水の状況を把握し、適正に利用するため

- 揚水設備を設置、あるいは変更する場合は事前届出を  
揚水機（ポンプ）の吐出口の断面積が $6\text{cm}^2$ （直径2.8cm程度）を超える揚水設備を設置する場合は、設備の内容や採取量などについて、設置の30日前までに届出が必要になりました。また、該当する揚水設備を既に設置している場合は、平成26年3月31日までに届け出てください。
- 地下水の涵養<sup>かん</sup>と採取量の報告を  
揚水機の吐出口の断面積が $50\text{cm}^2$ （直径8cm程度）を超える揚水設備を設置する場合は、地下水の涵養に関する計画を提出。併せて、毎年、地下水採取量を報告してください。



## 水源地域を守ります

### 水源涵養機能の維持および増進を図るため

- 水源地域を指定  
関係市町村の意見を聞いて、適正な土地利用を確保する必要がある森林を含む地域を水源地域として指定しました。  
※昭和町を除く26市町村の地域を指定。詳しくはHPでご確認ください。
- 所有権を移転する場合は事前届出を  
指定された水源地域内での土地の所有権移転などについて、契約の30日前までに届出が必要になりました。



## 条例で定めた義務に違反すると



- 揚水設備の設置、あるいは変更に関する届出をしない場合。または虚偽の届出をした場合  
→届出義務者の氏名や勧告内容を公表するほか、罰則が適用されることがあります。
- 水源地域の土地所有権移転などに関する届出をしない場合、または虚偽の届出をした場合  
→届出義務者の氏名や勧告内容を公表することがあります。

### 問い合わせ先

地下水の適正な採取に関して

大気水質保全課

TEL 055-223-1508 FAX 055-223-1512

水源地域の適正な土地利用に関して

森林整備課

TEL 055-223-1645 FAX 055-223-1649

届出書などの提出は、所在地を所管する県林務環境事務所まで。ただし、既存の揚水設備の届出は大気水質保全課へ。その他、届出書の様式など、詳しくはHPをご覧ください。

山梨 地下水 水源

検索